本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第七六号）（総務省）

1　平成二六年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令の一部を改正する政令（政令第七七号）（農林水産省）

1　その原料である生乳が生産者補給交付金の金額の算定の基礎となる乳製品の品目にナチュラルチーズを追加することとした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七八号）（環境省）

1　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、改正前の三万五、七〇〇円から三万五、四〇〇円等と改めることとした。（第二三条関係）

2　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、改正前の六五万円から六五万六、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

3　法第五四条第二項第一号の単位排出量当たりの賦課金額を、改正前の五九円六九銭から五八円三銭に改めることとした。（第三四条第一項関係）

4　法第五四条第二項第二号の単位排出量当たりの賦課金額を、改正前の一、六二三円九四銭から一、七二一円二五銭等と改めることとした。（第三四条第二項及び別表第五関係）

5　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第七九号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、八億七、三〇〇万円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、七、六四四億三、三二九万四、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金を、一、七〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（環境省）

1　市町村が一般廃棄物の収集、運搬、処分等を委託する場合の基準の特例の適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第八一号）（厚生労働省）

1　福祉資金貸付金に係る都道府県、指定都市及び中核市における特別会計の剰余金の額の適正化を図るため、当該剰余金の国への償還の基準となる額を引き下げることとした。

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇介護保険法施行令の一部を改正する政令（政令第八二号）（厚生労働省）

1　平成二六年度において認知症である被保険者に対する支援又は被保険者の地域における自立した日常生活の支援に係る体制の整備の促進を行う事業として厚生労働大臣が定めるものを拡充しようとする市町村又は新たに実施しようとする市町村について、地域支援事業の額の特例を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十六年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令（政令第八三号）（厚生労働省）

1　平成二六年度における児童手当法（昭和四六年法律第七三号）第二二条第一項の拠出金率は、一〇〇〇分の一・五とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

政　令

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第七十六号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	九二六人	うち、一五人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一三、七一〇人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	一八三人	
総務省	五、一六五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五二、四〇〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九六人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	五、七八〇人	うち、一五三人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七一、〇三五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、〇九三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三一、六六〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二二、三七九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、〇四九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五九、〇五四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	二、七八八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、二七八人	うち、二一、二四九人は、特別職の職員の定員とする。
合計	二九六、五〇〇人	